

子育て家庭向けの新たな家事支援事業の実施について

子育て家庭の負担軽減と安心して子どもを生み育てられる環境の充実を図るため、3歳から小学校1年生までの子どもを持つ子育て家庭を対象とした新たな家事支援事業を実施します。

1 背 景

区は、これまで産前産後家事・育児支援事業において、産後ドゥーラによる育児支援とあわせて、3歳未満の子どもがいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、家事支援を行うことで、子育て家庭の負担軽減に取り組んできました。

区がベビーシッターや一時預かりなどの育児支援の充実に取り組む一方で、家事支援を日常的に利用する子育て家庭は、子どもが3歳になるとサービスを利用できなくなることを不安に感じており、3歳以降も引き続きサービスの利用ができるよう求める声も寄せられています。

区の実態調査によると、就学前児童の保護者の6割以上がフルタイムの共働き世帯であり、また、約3割が親族等の支援を得られず孤立を感じているなど、仕事と子育ての両立に負担を抱える家庭が少なくありません。

また、日常の家事・育児により精神的余裕を失い、子どもとの関わり方や時間の確保に悩む状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、3歳以降の子どもを持つ子育て家庭を対象とした新たな家事支援事業を実施します。

2 事業内容

子育て家庭の負担軽減を図るため、以下のとおり家事支援を実施します。

(1) 対 象

3歳から小学校1年生までの子どもを養育する家庭

(2) 事業内容

対象家庭にホームヘルパーを派遣して家事支援を行います。

(3) 家事支援の内容

食事の準備、掃除、洗濯、買い物等の一般的な家事支援

(4) 利 用 料

1時間当たり2,250円

※非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料とします。

(5) 利用上限

対象の子ども 1 人当たり年間 3 6 時間

(6) そ の 他

家庭に訪問したホームヘルパーが家庭の状況を把握し、必要に応じて子ども家庭支援センターの支援につなぎます。

3 事業規模

3 5, 7 6 2 千円

4 今後のスケジュール (予定)

令和 8 年 8 月～ 広報みなど、区ホームページ等で周知

9 月 登録受付・利用予約開始

1 0 月 事業開始